

議員提出議案第2号

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年3月15日提出

むつ市議会議長 大瀧次男 様

提出者

むつ市議会議員	鎌田	ちよ子
同	佐藤	武
同	工藤	祥子
同	杉浦	弘樹
同	東	健而
同	野中	貴健
同	佐賀	英生
同	斉藤	孝昭
同	山本	留義
同	富岡	直哉

むつ市議会議員

村 中 浩 明

同 住 吉 年 広

同 白 井 二 郎

同 濱 田 栄 子

同 佐 藤 広 政

同 富 岡 幸 夫

同 岡 崎 健 吾

同 佐々木 隆 徳

同 浅 利 竹二郎

同 佐々木 肇

同 大 瀧 次 男

(提案理由)

本案は、むつ市議会会議規則において、「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として規定しているもののうち、会派代表者会議に出席した場合の費用弁償について、日当を支給することとするほか、所要の条文整理をするため、提案するものであります。

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年むつ市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「定例会」を「招集された定例会」に、「又は法」を「）又は法」に、「）に出席したとき」を「に出席したとき」に改め、同条第2項中「委員会」を「招集された委員会」に改め、「(会派代表者会議を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 議会議員が<u>招集</u>された<u>定例会</u>、<u>臨時会</u>、<u>委員会</u>（<u>常任委員会</u>、<u>議会運営委員会</u>及び<u>特別委員会</u>をいう。次項において同じ。）又は<u>法第100条第12項</u>の規定により設置された議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）に出席したときは、費用弁償として車賃を支給する。</p> <p>2 議会の閉会中において、議会議員が<u>招集</u>された<u>委員会</u>又は協議等の場に出席したときは、前項に規定するもののほか、1日につき3,000円の日当を支給する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 議会議員が<u>定例会</u>、<u>臨時会</u>、<u>委員会</u>（<u>常任委員会</u>、<u>議会運営委員会</u>及び<u>特別委員会</u>をいう。次項において同じ。又は<u>法第100条第12項</u>の規定により設置された議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）に出席したときは、費用弁償として車賃を支給する。</p> <p>2 議会の閉会中において、議会議員が<u>委員会</u>又は協議等の場（<u>会派代表者会議を除く。</u>）に出席したときは、前項に規定するもののほか、1日につき3,000円の日当を支給する。</p> <p>3 (略)</p>